

酒々井町危険木伐採等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒木による被害から人命及び建造物等の財産を保護するとともに、町民による自主的な森林環境の維持及び保全を促進するため、危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、酒々井町危険木伐採等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、酒々井町補助金等交付規則（昭和35年酒々井町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 町内における森林法（昭和62年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林内にある胸高の直径20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物又は公道に被害を与えるおそれのある樹木をいう。
- (2) 伐採 樹木を根元から伐る作業をいう。
- (3) 町税等 町・県民税（個人住民税）、法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 危険木を所有する者又は危険木を所有する者から伐採等の承諾を得ている者。
- (2) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、過去3年度以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を提出している者。（同項ただし書きの規定に該当する場合を除く。）
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者が町税等の滞納をしていないこと。
- (6) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者が酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が危険木の伐採等を林業事業者や造園事業者等の専門的知識を有する事業者（以下「事業者」という。）に委託し、負担した費用とする。ただし、危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者と伐採等に係る契約を締結する前に酒々井町危険木伐採等事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 危険木の伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し
- (2) 位置図（危険木の伐採等を実施する場所及び危険木の位置が確認できる図面）
- (3) 伐採等を行う前の危険木の写真
- (4) 当該危険木が被害を与える恐れのある建造物又は公道の写真
- (5) 危険木を所有する者の伐採等実施承諾書（別記第2号様式）（申請者が危険木の所有者でない場合に限る。）
- (6) 町税等の納税に関する申告書（別記第3号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の補助金の申請期間は、4月1日から12月28日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）までとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町危険木伐採等事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ酒々井町危険木伐採等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）に、第6条第1項各号に規定する書類（変更のあったものに限る。）を添付して町長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、既に決定した補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、酒々井町危険木伐採等事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、酒々井町危険木伐採等事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書及びその内訳書の写し
- (2) 補助事業を実施したことが分かる写真
- (3) 危険木の売却額が分かる書類の写し（危険木を売却した場合に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 町長は、前条の報告書が提出された場合は、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、酒々井町危険木伐採等事業補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、酒々井町危険木伐採等事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、酒々井町危険木伐採等事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1） 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請しなければならない。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2） 補助事業者は、第9条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告しなければならない。
- （3） 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告するとともに、町長の返還請求を受けたときは、これを町に返還しなければならない。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。